

【対策本部会議次第】

第2回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る  
危機対策本部会議

日時：令和4年4月15日（金）

10：30～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 本県における高病原性鳥インフルエンザの発生と対応について
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

本県における高病原性鳥インフルエンザの発生と対応について

I 4月8日発生（1例目）

1 対応状況

(1) 殺処分の進捗状況

①殺処分開始 4月8日（金）19時28分

②殺処分終了 4月11日（月）9時50分

③殺処分羽数 158, 851羽

(2) 鶏舎及び構内消毒の進捗状況

4月12日（火）13時00分から消毒を開始し、4月13日（水）15時00分に鶏舎全18棟、同日17時30分に構内の消毒を終了。

(3) 埋却の進捗状況

①埋却溝は長さ120mのものを2本設置。4月8日（金）19時00分から掘削を開始し、昼夜を通じた迅速な対応により4月10日（日）12時00分に終了。

②埋却したフレコンバックは、殺処分した鶏が1,302袋、汚染物品（鶏舎内の敷料・鶏糞及び飼料等）が約857袋となった。

③埋却地の消毒は、まもなく終了見込み。

2 防疫措置完了の見通し

家畜保健衛生所の職員が発生農場の最終確認を実施の上、農林水産省に報告し、同省の了解を得て、本日、全ての防疫作業が完了する予定。

II 4月15日発生（2例目）

1 農場の概要

所在地 青森県上北郡横浜町

飼養羽数 約110,000羽

用途 肉用鶏（ブロイラー）

畜舎数 18棟（うち5棟空舎）、セミウインドレス平飼い

2 経緯

(1) 農場から県への通報

ア 日時 令和4年4月14日（木） 12時50分

イ 内容 死亡家きんが増加

(2) 現地調査（立入検査）

むつ家畜保健衛生所が立ち入りし、高病原性鳥インフルエンザウイルス簡易検査を実施した。

検査羽数 13羽（死亡家きん11羽、生きている家きん2羽）

※結果 9羽陽性（死亡家きん9羽）

(3) 遺伝子検査（PCR検査）

青森家畜保健衛生所において、簡易検査を行った13羽中9羽でPCR検査の陽性を本日6時に確認した。

(4) 疑似患畜の確認

国が、県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日10時に高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定した。

(5) 自衛隊への災害派遣要請

殺処分が必要な羽数が約11万羽と、1例目より約5万羽少ないこと、また、1例目の経験を踏まえ、防疫作業や職員輸送体制の効率化を見込めることなど、状況を総合的に判断し、2例目に係る自衛隊の派遣要請は行わないものとする。

### 3 防疫対応

(1) 資材の在庫状況

現在、ヘアキャップやポリ袋などの在庫が少ない状況であり、防疫作業と並行して調達を進めるものとする。

(2) 発生農場の措置

- ・本日11時から殺処分を開始予定。
- ・殺処分及び埋却については、着手後7日間程度を要する見込み。

(3) 周辺農場の防疫措置

ア 移動制限

発生農場を中心とする半径3km以内の区域を移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止。

イ 搬出制限

発生農場を中心とする半径10km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止（搬出制限区域内では家きん等の移動は可能）。

<参考> 2例目の発生農場に係る移動制限、搬出制限区域の概要

区域	農場数	飼養羽数（羽）
移動制限（3km以内）	5	約310,000 5農場中2農場で飼養
搬出制限（10km以内） 上記除く	4	約720,000

(4) 消毒ポイントの設定

- ・4月8日（金）に発生した1例目の高病原性鳥インフルエンザへの防疫対応のため、別紙のとおり3か所の消毒ポイントを設置済みであり、引き続き運用。
- ・加えて、今回の発生農場周辺に緊急消毒ポイントを設置済み。

(5) 調査・検査

国と県が協力して速やかに調査・検査を行う。

ア 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施。

#### イ 発生状況確認検査

24時間以内に半径3km以内で100羽以上を飼育する2農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施。

#### 4 情報提供

##### (1) 注意喚起

生産者に対して本事案を踏まえ再度注意喚起するとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施する。また、県民に対しては死亡した野鳥に接触しないよう注意を促す。

##### (2) 風評被害の防止

感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRする。

##### (3) 相談窓口

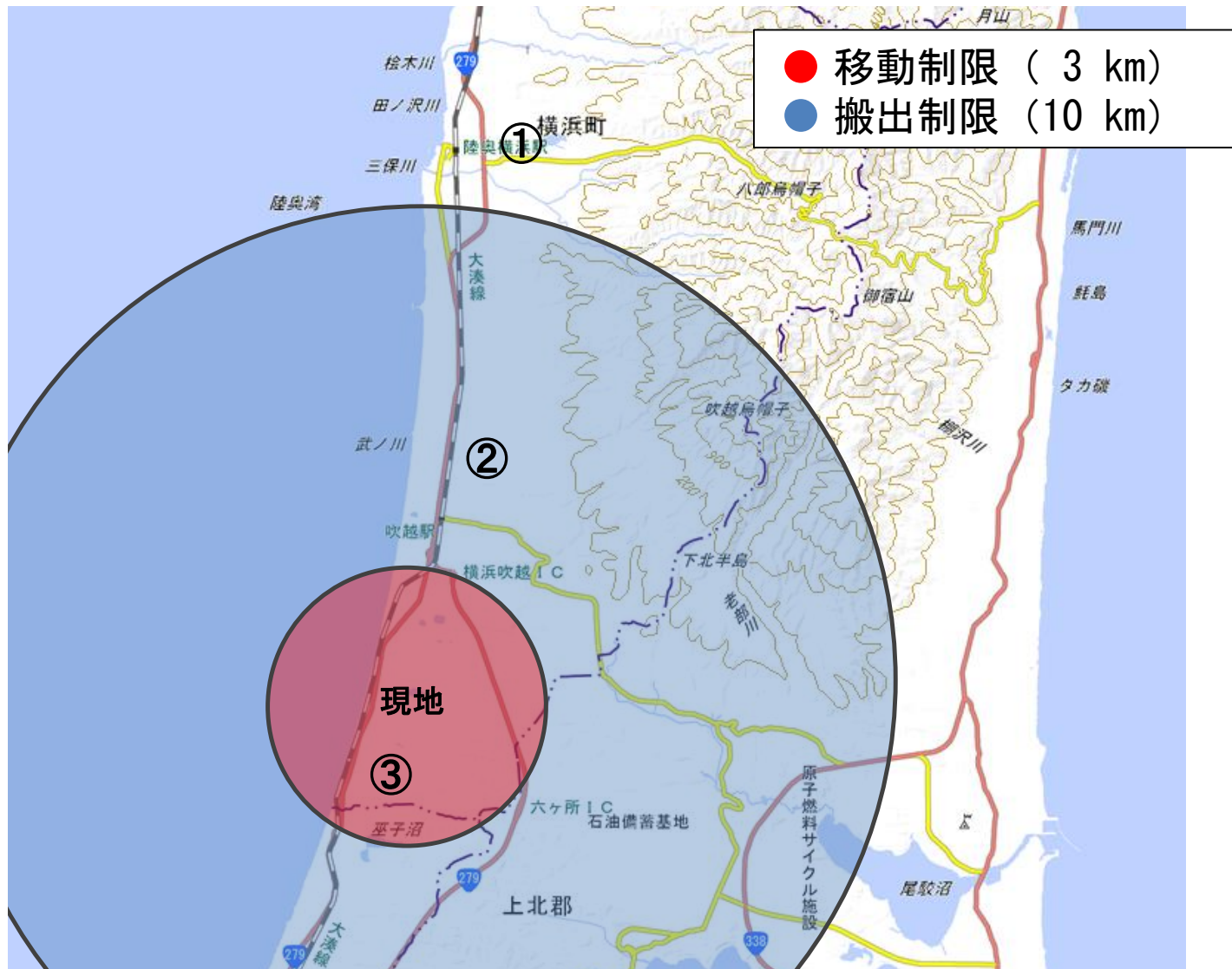
本庁及び出先機関に設置した相談窓口を継続

- ・家畜・畜産物関係→畜産課、各地域農林水産部
- ・人の健康関係→保健衛生課、各保健所
- ・野鳥関係→自然保護課

##### (4) 定時記者発表

4月16日（土）から当面の間、毎日15時から、県庁北棟2階A会議室において記者発表を行う。

# 消毒ポイント



# 消毒ポイント

番号	名称	所在地
緊急	現地	
①	横浜町除雪ステーション	横浜町字林ノ後
②	南地区交流センター	横浜町吹越82-1
③	七戸畜協雲雀平牧場入口	野辺地町字向田

## 第2回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 【知事メッセージ】

4月8日に発生した高病原性鳥インフルエンザの関連農場において、残念ながら新たな発生事例が確認されました。

前回の事例と同様に、防疫措置を着実に進めるとともに、感染拡大防止に万全を尽くしてまいります。

発生農場は、肉用鶏にくようけいを生産しており、感染のおそれのある鶏肉とりにくは市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまでどおり、県産の鶏肉とりにく、卵の御愛用をお願いします。

なお、家きんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思います。